

別表 [F E N I C S ビジネスWVSネットワークサービス セキュア・インターネットサービス]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、「 F E N I C S ビジネスWVSネットワークサービス 基本サービス」（以下「基本サービス」という）が提供されていることを前提として、当該基本サービスで提供される閉域 E t h e r n e t ネットワークからインターネットへ接続する機能ならびにファイアウォール機能およびアンチウイルス機能を利用できるようにするネットワークサービスです。また、U R L フィルタリングサービスは、セキュア・インターネットサービスの実施を前提として実施されるサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

別途甲と乙の間において基本サービスの提供に関する契約がなされているものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) ビジネスWVSネットワークサービス セキュア・インターネット初期サービス

乙は、甲がビジネスWVSネットワークサービス セキュア・インターネット利用サービスを利用できるように、 F E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備および F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

(2) ビジネスWVSネットワークサービス セキュア・インターネット利用サービス

a. インターネット接続

乙は甲に対し、甲が基本サービスを用いて構築している閉域 E t h e r n e t ネットワークからインターネットに接続するために必要となる F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線を継続的に提供します。当該ネットワークサービスを利用したうえでインターネット接続を行う場合、基本サービスの契約条件にかかわらず、当該インターネット接続のデータ転送量は、最大 1 G b p s に制限されるものとします。

b. ファイアウォール機能

乙は甲に対し、前 a. のインターネット接続において、通信先 I P アドレス、 T C P プロトコルが指定する通信先ポート番号および通信元アプリケーション（ただし、乙所定のアプリケーション検出データベースに登録されているアプリケーションに限る）の内容に応じた通信制御を行う機能（以下「ファイアウォール」という）を継続的に提供します。なお、ファイアウォールによる制限の対象となる通信は、乙が定める範囲において、甲が設定するものとします。

c. アンチウイルス機能

乙は甲に対し、前 a. のインターネット接続において、乙のウイルス検出データベースに基づき、 h t t p のプロトコル通信に対し、ウイルスの侵入を予防するアンチウイルス機能を継続的に提供します。ただし、当該機能は、甲が所定の操作を行うことにより、有効にした場合のみ機能提供されるものとします。また、甲は、ウイルス検出データベースが、随時乙の判断により追加・削除されることがあることを了承するものとします。

(3) ビジネスWVSセキュア・インターネットU R L フィルタリング基本サービス/利用サービス

乙は甲に対し、ビジネスWVSネットワークサービスにおいて提供するファイアウォール機能に加え、インターネット上の W e b ページ（乙が把握しているものに限る）のうち甲が指定したカテゴリおよび W e b ページの閲覧を制限することができる U R L フィルタリング機能を提供します。なお、制限の対象となる W e b ページは、甲において設定するものとします。また、甲の所有する端末（基本サービスへ接続している電子計算機をいう） 1 台ごとに、ビジネスWVSセキュア・インターネットU R L フィルタリング利用サービス 1 個の契約が必要です。

5. 提供区域

本ネットワークサービスの提供区域は、基本サービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 利用サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの提供時間帯は、 2 4 時間 3 6 5 日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は利用サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 利用サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの障害受付時間帯は、 2 4 時間 3 6 5 日とします。ただし、アクセス回線区間における障害受付は対象外とします。

8. 利用サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの障害対応時間帯は、 2 4 時間 3 6 5 日とします。ただし、アクセス回線区間における障害対応は対象外とします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月 2 0 日締めとし、前月 2 1 日から当月 2 0 日とします。

10. 品目一覧

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

品名	備考	備考	支払種別	単位
ビジネスWVS セキュア・インターネットサービス 初期費	NS37860S	1Gbps ベストエフォート	従量料金制（一括払）	式
ビジネスWVS セキュア・インターネットサービス 利用料	NS37860G	1Gbps ベストエフォート	従量料金制（月額払）	式
ビジネスWVS セキュア・インターネット U R L フィルタリングサービス 利用料	NS37861G	端末 1 台あたり 1 式必要	従量料金制（従量払）	式

[変更内容]

(2012年5月23日) 本サービスの別表を適用します。

(2012年7月31日) 3項(2)の記載を削除します。

(2012年8月22日) 2項、4項、10項「ビジネスWVS セキュア・インターネットU R L フィルタリングサービス 利用料」の備考の記載を修正します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
Gbps	G i g a b i t s p e r s e c o n d
ID	I d e n t i f i c a t i o n

以 上

別表No. N02J4